

遡及効の比較

【遡及効の有無のまとめ】

	遡及効有り	将来効のみ
明文上の例	条文上、遡及効を制限する規定なし 一般の法律行為の取消しの効果 時効の効力 相殺の効力 未成年被後見人と未成年後見人等との間の契約等の取消し 相続の放棄の効力	無効な行為の非遡及的追認 継続的契約の解約告知 婚姻の取消し 縁組の取消し
	条文上、遡及効を制限する規定あり 無権代理行為の追認 選択債権における選択の効力 認知の効力 遺産の分割の効力	
解釈上の例	他人の権利の処分と追認 契約解除 協議離婚の取消し 無効な縁組の追認	使用貸借の解約告知

1 遡及効が認められる場合

(1) 明文上の例

a 条文上、遡及効を制限する規定がない例

ア一般の法律行為の取消しの効果（民法 121 条本文）

イ時効の効力（民法 144 条）

ウ相殺の効力（民法 506 条 2 項）

エ未成年被後見人と未成年後見人等との間の契約等の取消し（民法 872 条 2 項）

オ相続の放棄の効力（民法 939 条、絶対的遡及効）

b 条文上、遡及効を制限する規定がある例

ア無権代理行為の追認（ただし、第三者の権利を害することはできない。民法 116 条）

イ選択債権における選択の効力（ただし、第三者の権利を害することはできない。民法 411 条）

ウ認知の効力（ただし、第三者が既に取得した権利を害することはできない。民法 784 条）

エ遺産の分割の効力（ただし、第三者の権利を害することはできない。民法 909 条）

(2) 解釈上の例

ア他人の権利の処分と追認

ある物件につき、なんら権利を有しない者が、これを自己の権利に属するものとして処分した場合において真実の権利者が後日これを追認したときは、無権代理行為の追認に関

する民法 116 条の類推適用により、処分の時に遡って効力を生ずる（最判昭 37. 8. 10）。

イ 契約解除

解除された契約から生じた法律効果は、解除によって遡及的に消滅する。契約によって権利の移転が生じたときは、それも当然に復帰する（大判大 6. 10. 27, 直接効果説）。ただし、第三者の権利を害することはできない（民法 545 条 1 項ただし書）。

ウ 協議離婚の取消し

婚姻の取消しの遡及効を否定する民法 748 条 1 項は、協議離婚に準用されておらず（民法 764 条参照）、協議離婚の取消しについては、一般原則通り遡及効が認められる。瑕疵ある協議離婚後について婚姻の効果を維持する必要があるからである。

エ 無効な縁組の追認

他人の子を実子として届け出た者の代諾による養子縁組は、養子が満 15 歳に達した後、これを適法に追認することにより、当初に遡って有効となる（最判昭 27. 10. 3）。

2 遡及効が認められない場合

(1) 明文上の例

ア 無効な行為の非遡及的追認（民法 119 条ただし書）

無効な法律行為（錯誤等）であっても、当事者がその行為の無効であることを知って追認をしたときは、追認の時に、従前のそれと同一内容の行為を新たにしたものと同みなされる。

イ 継続的契約の解約告知（賃貸借につき民法 620 条、雇用につき民法 630 条、委任につき民法 652 条、組合につき民法 684 条）

これらの継続的給付を内容とする契約を解除した場合、複雑な関係を避けるため、将来に向かってのみその効力を生じる。

ウ 婚姻の取消し（民法 748 条 1 項）

嫡出子として生まれた子が非嫡出子になる等の不都合を避ける趣旨である。もっとも、民法 748 条 2 項、3 項では、婚姻によって得た財産上の利益につき、一般の不当利得に準じた返還義務を規定しており、その範囲では実質的に遡及効を認めたものといえる。

エ 縁組の取消し（民法 808 条 1 項前段）

養子が未成年の場合に、養親の親権が縁組取消しによって遡及的に無効となるのは妥当でないからである。

(2) 解釈上の例

使用貸借の解約告知

賃貸借に関する民法 620 条は準用されていないが、使用貸借の解約は遡及効がないと解されている。